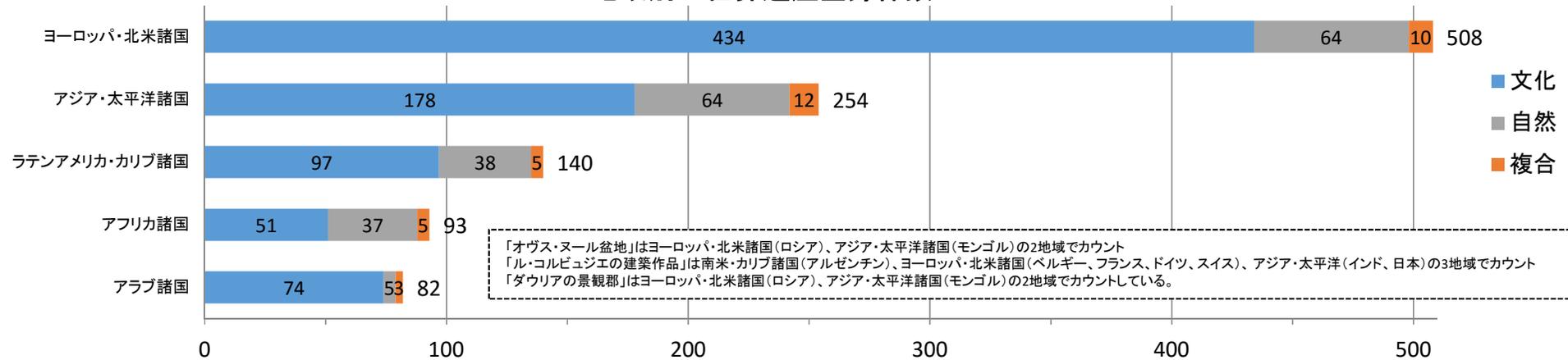


世界遺産条約とは

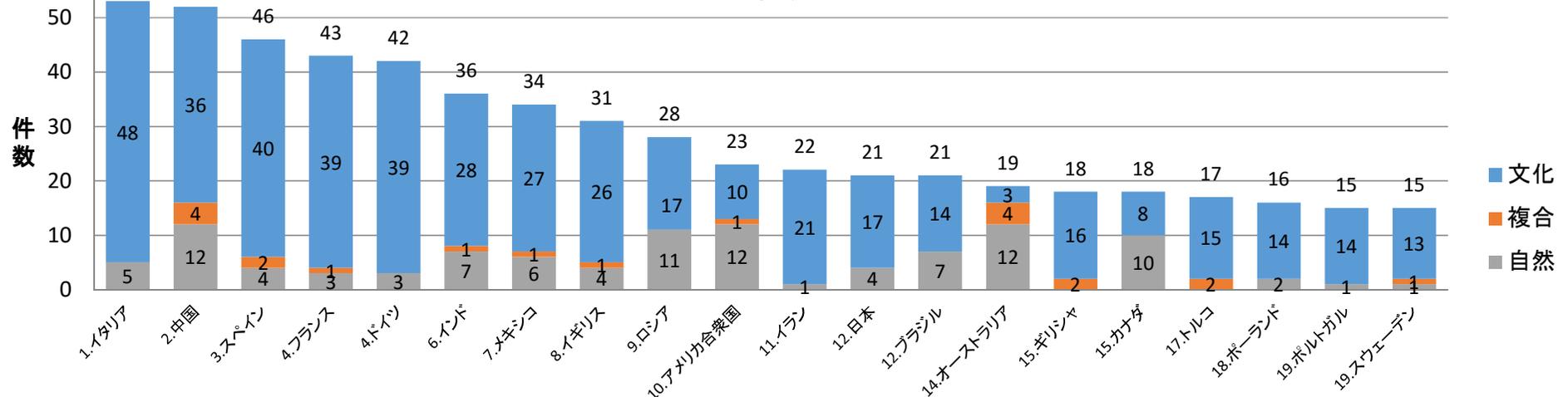
文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、人類全体のための世界の遺産として保存する必要があることを考慮し、その保護を行うための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。

- 1972年 ユネスコ総会で条約採択
- 1975年 条約発効
- 1992年 日本の条約締結
- 2017年2月現在 締約国数193ヶ国
- 2017年7月現在 世界遺産登録数1073件（文化832件、自然206件、複合35件）

地域別の世界遺産登録件数



世界遺産登録数上位20カ国



我が国の世界遺産(文化遺産17件、自然遺産4件)

記載物件名	所在地	記載年	区分
① 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	H5	文化
② 姫路城	兵庫県	H5	文化
③ 屋久島	鹿児島県	H5	自然
④ 白神山地	青森県・秋田県	H5	自然
⑤ 古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府・滋賀県	H6	文化
⑥ 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	H7	文化
⑦ 原爆ドーム	広島県	H8	文化
⑧ 厳島神社	広島県	H8	文化
⑨ 古都奈良の文化財	奈良県	H10	文化
⑩ 日光の社寺	栃木県	H11	文化
⑪ 琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	H12	文化
⑫ 紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	H16	文化
⑬ 知床	北海道	H17	自然
⑭ 石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	H19	文化
⑮ 小笠原諸島	東京都	H23	自然
⑯ 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	H23	文化
⑰ 富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	H25	文化
⑱ 富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	H26	文化
⑲ 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	H27	文化
⑳ 国立西洋美術館(ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献ー)	東京都(他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド)	H28	文化
㉑ 『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	H29	文化

世界遺産暫定一覧表記載リスト（文化遺産8件）

- ① 古都鎌倉の寺院・神社ほか（神奈川県）
- ② 彦根城（滋賀県）
- ③ 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（奈良県）
- ④ 長崎の教会群とキリスト教関連遺産（長崎県・熊本県）→（29年1月推薦済み）
- ⑤ 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（北海道・青森県・岩手県・秋田県）
- ⑥ 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（新潟県）
- ⑦ 百舌鳥・古市古墳群（大阪府）→（30年1月推薦済み）
- ⑧ 平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）（岩手県）

※ 世界文化遺産の審査は、ユネスコの定めにより、各国、年1件に制限されている。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について

【構成資産】

原城跡，平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳^{やすまんだけ}），平戸の聖地と集落（中江ノ島^{なつかのしま}），外海の出津集落，外海の大野集落，黒島の集落，野崎島の集落跡，頭ヶ島の集落，久賀島の集落，奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺），大浦天主堂（以上長崎県），天草の崎津集落（熊本県）

【概要】

本資産は、16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだことを物語る貴重な証拠である。

潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡，潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落（平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落），信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落（黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）），潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成される。

【暫定一覧表記載年】平成19（2007）年



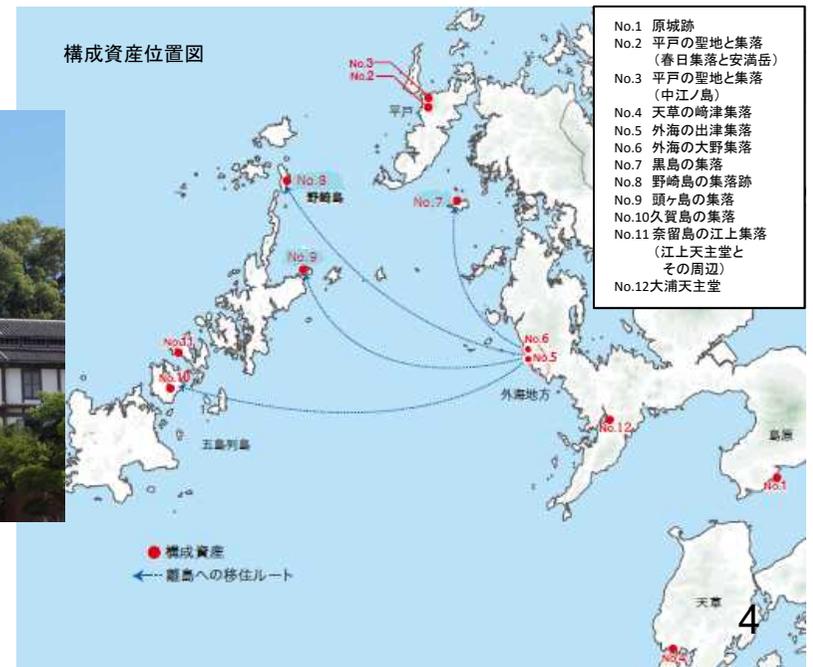
原城跡



天草の崎津集落



大浦天主堂



もず・ふるいち

「百舌鳥・古市古墳群」について

【名称】「百舌鳥・古市古墳群」

【構成資産】 45資産49基の古墳

百舌鳥エリア（大阪府堺市）：23基（仁徳天皇陵古墳 ほか）

古市エリア（大阪府羽曳野市・藤井寺市）：26基（応神天皇陵古墳 ほか）

【概要】

本資産は、古墳時代の最盛期である4世紀後半～5世紀後半に築造された複数の古墳よりなる。世界最大級の墳墓から墳長20メートル台のものまで顕著な規模差を有し、前方後円墳をはじめとする多様な形状の墳墓が集中して造営された古墳群であり、日本列島における古墳時代の文化の傑出した物証である。

【暫定一覧表記載年】平成22（2010）年



構成資産の位置



百舌鳥エリア



古市エリア

推薦・審査にかかるスケジュール

<「長崎と天草地方のキリシタン関連遺産」>

平成29年 1月 9月4～14日	閣議了解を経てユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出 イコモス現地調査
平成30年 5月頃 夏	イコモス勧告 ユネスコ世界遺産委員会にて審議

<「百舌鳥・古市古墳群」>

平成29年 7月末	文化審議会により平成29年度推薦案件として選定
平成30年 1月 秋	閣議了解を経てユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出 イコモス現地調査(予定)
平成31年 5月頃 夏	イコモス勧告(予定) ユネスコ世界遺産委員会にて審議(予定)

イコモスの勧告と世界遺産委員会決議について

○文化遺産に係るユネスコ世界遺産登録の可否については、イコモスが以下の4つの区分で勧告。

○最終的にはユネスコ世界遺産委員会において決定。

①**記載**：世界遺産一覧表に記載する。

②**情報照会**：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。3年以内に追加情報の提出を行った後、現地調査手続きを除くイコモスの審査を受ける。

③**記載延期**：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後、新規案件と同様の手続きを受ける。

④**不記載**：記載にふさわしくないもの、例外的な場合を除き再推薦は不可。

※イコモス International Council on Monuments and Sites (国際記念物遺跡会議)

：ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。
本拠地はパリ。1964年設立。